

実技試験受検手数料(減免対象者)の変更について(予定)

茨城県手数料徴収条例の改正に伴い、令和6年度前期より実技試験受検手数料の減免対象者及び手数料額が変更になる予定です。

3級以外の等級は年齢、雇用保険被保険者に関わらず減免対象外となります。

従来			
等級	要件		実技試験受検手数料
2級	25歳未満	雇用保険被保険者	9,200円
3級	25歳以上	在校生・訓練生	12,100円
	25歳未満	在校生かつ 雇用保険被保険者	3,100円
		雇用保険被保険者	9,200円
		在校生・訓練生	12,100円

令和6年度前期より			
等級	要件		実技試験受検手数料
2級	減免対象外		18,200円
3級	23歳以上	在校生・訓練生	12,100円
	23歳未満	下記以外の場合	13,700円
		雇用保険被保険者	9,200円
		在校生・訓練生	7,600円
		在校生かつ 雇用保険被保険者	3,100円

(注1) 在校生・訓練生とは次のいずれかに該当する方をいいます。

- ① 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校、各種学校の在校生
- ② 公共職業能力開発施設の訓練生及び職業能力開発総合大学校の在校生(短期課程を除く)
- ③ 認定職業訓練施設の訓練生(就職している者及び短期課程を除く)

(注2) 雇用保険被保険者の要件をもって減免を受ける場合は、下記のうちいずれかを必ず添付してください。

- 減免確認書類
- ① 雇用保険被保険者証の写し ※現在のもの
 - ② 直近の給与明細の写し
 - ③ 就労証明書 ※就労証明証書様式、記入例は当協会ホームページよりダウンロードできます。
- 当該書類の添付がない場合は減免対象として受理できませんのでご注意ください

(注3) 出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する方は、年齢や雇用保険の加入の有無にかかわらず「23歳未満」の減免対象になりません。なお、在校生の場合は実技試験手数料が12,100円となります。